

大分県報

令和二年
四月一日
（四）

（水曜日）

目次

規則

- 賠償責任を有する職員を指定する規則の全部改正……………一
- 災害救助法施行細則の一部改正……………一
- 医療法施行細則の一部改正……………二
- 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正……………二
- 肥料取締法施行細則の一部改正……………三
- 植物防疫法施行細則の一部改正……………三

規則

賠償責任を有する職員を指定する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十五号

賠償責任を有する職員を指定する規則

賠償責任を有する職員を指定する規則（昭和三十九年大分県規則第四十三号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二の二第一項後段に規定する規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員とする。

- 一 法第二百四十三条の二の二第一項第一号から第三号までに掲げる行為 当該行為をすすめる権限を有する職員の当該権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職にある職員
- 二 法第二百四十三条の二の二第一項第四号に掲げる行為 当該行為を命ぜられた職員

令和二年四月一日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三三〇円」を「三三〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「生活」を「避難生活」に改め、同表の一の1の(五)中「生活」を「避難生活」に、「避難し」を「避難生活をし」に改め、同表の一の2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表の一の2の(一)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表の一の2の(二)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「五、六一〇、〇〇〇円」を「五、七一四、〇〇〇円」に改め、同表の一の2の(3)から(7)までの規定中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表の一の2の(二)中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表の二の1の(三)中「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表の三の(イ)の表中「一八、五〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四二、八〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を「五四、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、九〇〇円」に、「三〇、六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「三九、七〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「五六、二〇〇円」に、「六四、五〇〇円」を「六五、七〇〇円」に、「八一、二〇〇円」を「八二、七〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同表の三の(ロ)の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一二、二〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一二、八〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一八、一〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二一、九〇〇円」に、「二七、一〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表の六の(一)中「半焼若しく

大分県報号外（規則）

は半壊し」を「半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同表の六の(二)中「五八四、〇〇〇円」を「次に掲げる額」に改め、同表の六の(二)に次のように加える。

- (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 五九五、〇〇〇円
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三〇〇、〇〇〇円
- 別表第一の八の(三)中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表の九の(三)中「二一、三〇〇円」を「二一、五、二〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二七二、〇〇〇円」に改め、同表の十の(四)の(1)中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表の十の(四)の(2)中「五、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表の十一の(二)中「一三五、四〇〇円」を「一三七、九〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則（以下「新規則」という。）別表第一の六の規定は令和元年八月二十八日から、新規則の規定（別表第一の六の規定を除く。）は同年十月一日から適用する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成八年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第十五条中「第九条の二」を「第九条の二第二項」に改める。

第三十一条中「第三十条の三十六の八」を「第三十条の三十六の八第一項」に改める。

第五十五条及び第五十六条中「第七十条の十八」を「第七十条の十八第二項」に改める。

第十一号様式の添付書類中「開設許可申請」を「1、2、3については、開設許可申請」に改め、同添付書類に次の一項を加える。

4 大分県外来医療計画に記載された不足する外来医療機能を担う予定を示す書類（病院又は助産所を開設する場合は不要）

第十二号様式の添付書類に次の一項を加える。

6 大分県外来医療計画に記載された不足する外来医療機能を担う予定を示す書類

第二十三号様式の注に次の一項を加える。

6 大分県外来医療計画で定める共同利用計画を添付すること。

24号様式の注に次の一項を加える。

5 大分県外来医療計画で定める共同利用計画を添付すること。

25号様式の注に次の一項を加える。

5 大分県外来医療計画で定める共同利用計画を添付すること。

29号様式の注に次の一項を加える。

6 大分県外来医療計画で定める共同利用計画を添付すること。

6十三号様式及び第六十四号様式中「第70条の18」を「第70条の18第1項」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十八号

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一のシス一一・二一ジクロロエチレンの項を次のように改める。

一・二一ジクロロエチレン	検液一リットルにつき き〇・〇四ミリグラム以下であること。	シス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
--------------	----------------------------------	---

別表第二のシス一一・二一ジクロロエチレンの項を次のように改める。

一・二一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	シス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
--------------	---------------------	--------------------------------------

下であること。
法、トランス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法

附則
この規則は、令和二年七月一日から施行する。

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十九号
肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和二十五年大分県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表の5の項及び6の項を次のように改める。

<p>5 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同表の2の(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの)が原料として使用された普通肥料(6に掲げるものを除く。)</p>	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入つていますから、家畜等の口に入らないところを保管・使用してください。</p> <p>(注) 動物由来たん白質の次に()を付し、()の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例 この肥料には、動物由来たん白質(豚に由来するもの)が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。</p>
<p>6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等</p>	<p>この肥料には、牛等由来たん白質が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> <p>(注) 牛等由来たん白質の次に()を付し、()の中にその由来する動物種を記載</p>

により使用する場合があります。
記載例
この肥料には、牛等由来たん白質(牛又は豚に由来するもの)が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

附則

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)前に生産された肥料については、なお従前の例による。

3 施行日前に肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項第七号若しくは同条第二項の知事の登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出がされた肥料(前項の肥料は除く。)については、当分の間、なお従前の例によることことができる。

植物防疫法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十号
植物防疫法施行細則の一部を改正する規則

植物防疫法施行細則(昭和三十二年大分県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「昭和二十五年法律第五十一号」の下に「。」を、「ついでには」の下に「。」を加え、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十一年大分県条例第七十四号)」を削り、「定めのあるものを除く」を「定めのあるもの」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。